

備品・機材レンタル利用規約同意書

本同意書は、備品または機材を借り受ける者（以下「利用者」といいます。）が、貸出者から利用方法、料金、破損・紛失時の取扱いおよび返却条件等の説明を受け、その内容に同意するためのものです。

第1条（適用範囲およびレンタル内容）

- 1 本同意書は、工具、測定器、カメラ、レンズ、照明、音響機器、映像機器、パソコン、タブレット、通信機器、家具、什器、展示用品、施設備品その他の物品（以下「レンタル品」といいます。）の貸出しおよび利用に適用します。
- 2 レンタル品の名称、数量、識別番号、付属品、貸出期間、受渡し・返却方法、利用料、保証金、補償制度その他の個別条件は、予約内容、申込ページ、見積書、貸出票、電子メールまたは受渡し時の確認内容によるものとします。
- 3 個別条件と本同意書が異なる場合は、法令に反しない範囲で個別条件を優先します。利用者に不利な重要変更には、必要な説明と承諾を行います。

第2条（受渡しおよび状態確認）

- 1 貸出者は、レンタル品および付属品を通常利用できる状態で引き渡し、操作方法、既存の傷・不具合、利用上の制限および安全上の注意事項を案内します。
- 2 利用者は、受渡し時または利用開始後速やかに、品名、数量、外観、付属品および基本動作を確認し、傷、汚れ、欠品または不具合を発見した場合は、写真等で記録して貸出者へ連絡します。安全に影響する不具合がある場合は、使用を中止します。

第3条（貸出期間、料金およびキャンセル）

- 1 利用者は、案内された貸出開始日時から返却期限までレンタル品を利用し、利用料、保証金、配送費、消耗品費その他事前に合意した費用を、案内された期日および方法で支払います。
- 2 利用者による予約変更または取消しの取扱いは、申込時に表示されたキャンセル条件によります。キャンセル料は、貸出者に生じる平均的な損害、他の予約への影響および法令に照らして合理的な範囲とします。
- 3 貸出者の都合、在庫管理上の誤りまたは貸出前の故障により予定したレンタル品を提供できない場合、貸出者は、同等品への変更、日程変更、利用料の返金その他状況に応じた合理的な対応を行います。

第4条（適正な利用および管理）

- 1 利用者は、レンタル品の取扱説明書、利用目的、仕様、能力、設置条件および貸出者の安全上の案内に従い、通常想定される方法で丁寧に利用します。必要な資格、技能または保護具がある場合、適切な者が利用します。
- 2 利用者は、使用中および保管中、転倒、落下、衝撃、水濡れ、過熱、砂じん、盗難、置き忘れ、無断使用その他予想されるリスクを踏まえ、監視、施錠、固定、ケースへの収納、適切な温湿度その他必要な管理を行います。
- 3 利用者が関係者にレンタル品を操作させる場合、本同意書および安全上の注意を守らせ、自己の管理範囲でその取扱いに責任を負います。

第5条(禁止事項)

- 1 利用者は、貸出者の事前の承諾なく、レンタル品を第三者へ譲渡、転貸、質入れ、担保設定し、または予約者以外の事業のために継続的に利用させません。
- 2 利用者は、レンタル品の分解、改造、塗装、加工、識別表示の除去、設定保護の解除、非正規ソフトウェアの導入、無断修理その他原状を変更する行為を行いません。通常の利用に必要な設定変更は、返却時に戻せる範囲で行います。
- 3 利用者は、法令に違反する用途、危険または過負荷となる用途、仕様外の電源・環境・接続、国外持出しが制限される用途、第三者の権利を侵害する用途その他貸出者が事前に禁止した用途にレンタル品を使用しません。

第6条(消耗品、日常管理および設定)

- 1 電池、燃料、記録媒体、用紙、刃、研磨材、衛生用品その他使用に伴って消費する物の費用および交換は、個別条件によります。利用者は、指定または適合する消耗品のみを使用し、故障または汚染を招く物を使用しません。
- 2 充電、清掃、校正、簡易点検その他貸出期間中の日常管理について案内がある場合、利用者はその方法に従います。専門的な整備、内部修理または安全装置の調整は、自ら行わず貸出者へ連絡します。
- 3 レンタル品にアカウント、通信回線、ソフトウェアまたは有料サービスが含まれる場合、利用者は、許された機能および期間内で利用し、無断購入、契約変更、アカウント共有または規約違反を行いません。

第7条(故障、不具合および利用中止)

- 1 異音、発熱、破損、警告表示、動作不良その他の異常が生じた場合、利用者は直ちに使用を中止し、安全を確保したうえで貸出者へ連絡します。
- 2 貸出者の承諾なく修理、部品交換または利用継続を行いません。不具合が利用者の責めによらない場合、貸出者は、修理、代替品の提供、利用期間の変更または料金調整等、状況に応じた対応を行います。

第8条(紛失、盗難および破損)

- 1 レンタル品の紛失、盗難、破損、水没、火災その他の事故が発生した場合、利用者は、被害拡大を防止し、速やかに貸出者へ報告します。盗難、交通事故、火災その他必要な場合は、警察、消防、保険会社等への届出にも協力します。
- 2 事故が利用者の故意または過失により生じた場合、利用者は、通常損耗、経年劣化および受渡し前から存在した損傷を除き、合理的な修理費、交換費、回収費その他直接必要な実費を、自己の責任の範囲に応じて負担します。
- 3 交換費を算定する場合、貸出者は、同等品の時価、使用年数、損耗、修理可能性、残存価値および保険・補償による填補を考慮し、新品価格を一律に請求しません。補償制度または保険が適用される場合、その免責額および対象外事項を事前案内に従って確認します。

第9条(返却、延滞および不足品)

- 1 利用者は、返却期限までに、案内された場所および方法で、レンタル品、付属品、ケース、鍵、充電器、記録媒体その他受け取った物を返却します。通常の利用で生じた汚れは、案内された範囲で清掃し、危険物または私物を残しません。
- 2 返却が遅れるおそれがある場合、利用者は、期限前に貸出者へ連絡し、延長の可否および料金を確認します。無断延滞により他の予約または業務に影響が生じた場合、貸出者は、事前に示した延滞料または実際に生じた合理的な損害を法令の範囲内で請求できます。
- 3 返却時に不足、破損または著しい汚れがある場合、貸出者は、利用者と状態を確認し、写真、点検記録、修理見積りその他の根拠を示します。利用者は、自己の責任範囲に応じて、返却、清掃、修理または合理的な実費の負担に応じます。

第10条(データ、アカウントおよびプライバシー)

- 1 パソコン、カメラ、記録媒体その他データを保存できるレンタル品を利用する場合、利用者は、必要なデータを自らバックアップし、返却前に自己のデータ、アカウント、閲覧履歴、認証情報その他個人または業務に関する情報を安全に削除し、ログアウトします。
- 2 貸出者は、点検、初期化、保守または次の貸出しのため、返却後にレンタル品内のデータを削除することがあります。貸出者は、作業中に利用者のデータへ不必要にアクセスせず、偶然知り得た個人情報または秘密情報を目的外に利用しません。
- 3 機器の故障、初期化または利用者の削除漏れ等によりデータの消失または漏えいが生じる可能性があります。貸出者は合理的な安全管理を行い、自己の故意または過失により生じた損害について法令上の責任を負います。利用者也、重要データをレンタル品のみに保存しないようにします。

第11条(第三者の権利、許可および保険)

- 1 利用者は、レンタル品を使用して撮影、録音、配信、計測、工事、制作その他の行為を行う場合、肖像、プライバシー、著作権、施設管理、電波、道路、航空その他必要な権利または許可を確認します。
- 2 ソフトウェア、楽曲、フォント、映像、通信回線その他第三者のライセンスがレンタル品に付随する場合、利用者は、案内された利用条件を守り、複製、再配布、アカウント譲渡その他許諾範囲を超える利用を行いません。
- 3 利用目的、物品の価値または危険性に応じて賠償責任保険、動産保険その他の保険が必要な場合、利用者は、事前案内または合理的なリスク判断に従って加入し、補償対象、免責および手続を確認します。

第12条(責任の範囲および同意の確認)

- 1 利用者は、レンタル品が自己の用途、環境、技能および必要な精度に適するかを利用開始前に確認します。貸出者は、特定の撮影結果、作業成果、売上その他の結果を保証しませんが、契約内容との不適合または管理上の不備について法令および本同意書に従って対応します。
- 2 本同意書は、貸出者の故意または過失その他法令・契約上の責任を免除するものではなく、利用者の法令上の権利を制限するものでもありません。
- 3 利用者は、レンタル条件および説明を確認し、適正利用、禁止事項、事故時の対応、費用負担、返却およびデータ消去について理解したうえで利用に同意します。電子的に同意する場合、貸出者は、同意者、同意日時、対象物品、文書の版および同意操作の記録を保存します。

以上

私は、上記各条項および案内されたレンタル条件を確認し、備品・機材を定められた方法で利用し返却することに同意します。

同意日: ____年 ____月 ____日

利用者氏名(署名): _____